しみずらぼ募集要項（通常枠）

「しみずらぼ」は、清水町でやってみたいことがある人が自ら主体となって動き、町と一緒に実現を目指すための仕組みです。

しみずらぼ通常枠は、町内外を問わず、個人・法人・法人格のない団体等から提案を受け付け、提案者が主体となって行うプロジェクトを清水町が応援する制度です。

町は、相談、関係者との調整・紹介、公共施設や行政資源の活用、広報、行政手続の支援など、提案の実現に必要な範囲で協力します。

通常枠では、原則として金銭的な支援は行いません。ただし、既存の行政資源、公共施設、備品、広報等については、内容に応じて活用を検討します。

分野は原則として問いません。清水町に一定のメリットがあり、提案者自身が実行する意思と体制を持つ提案を募集します。

１　対象者

個人、法人、法人格のない団体等。町内外を問いません。

２　募集

分野は原則として問わず、次のいずれかに該当する提案を募集します。

(1) 清水町内で実施するプロジェクト
(2) 清水町の地域資源、人、産業、施設等を活かす取組
(3) 清水町や町民に利益がある町外での活動
(4) 営利を伴う取組であっても、応募者の利益と清水町・町民へのメリットが両立するもの

３　募集対象外

次のいずれかに該当する提案は、原則として対象外とします。

(1) 提案者自身が実施主体とならず、町に実施を求めるだけの陳情・要望に当たるもの
(2) 法令違反又は公序良俗に反するもの
(3) 政治活動、選挙運動、宗教・思想の勧誘を主な目的とするもの
(4) 反社会的勢力に関係するもの
(5) 連鎖販売取引、その他町民に不当な負担や被害を生じさせるおそれのあるもの
(6) 必要な許認可等を得ていない、又は実施に必要な安全性が確保できないもの
(7) 清水町、町民又は第三者に重大な不利益を与えるおそれがあるもの
(8) 町に対する商品・サービスの販売のみを目的とするもの

４　応募方法

しみずらぼ公式サイトの応募フォームから申し込んでください。完成した企画書がない場合も応募前に事務局へ相談することができます。応募内容に不足や確認事項がある場合、町から補足・修正をお願いする場合があります。

5　審査

応募された提案は「しみずらぼ審査会」において、清水町・町民へのメリット、ニーズ、実現可能性、実施体制、新規性・発展性、町の負担等を総合的に審査します。

審査会では、原則として応募者によるプレゼンテーションと質疑応答を行います。参加方法は現地又はオンラインから選択できます。やむを得ず出席できない場合は、提出資料のみで審査します。

6　採択

前項での審査結果を踏まえ、町で最終決定をします。結果については速やかに提案者に通知することとし、不採択となった場合には、要望に応じて今後の再検討に役立つよう、可能な範囲で理由や改善点をフィードバックします。不採択となった提案も、内容を見直したうえで再応募することができます。

7　採択後の進め方

採択後は、提案者と町が相談しながら、役割分担や進め方を確認してプロジェクトを開始します。プロジェクトの実施にあたっては、町と提案者との間に委託、請負その他の契約関係を当然に生じさせるものではなく、双方に定期報告その他の一律の義務を課すものでもありません。

プロジェクトは試行錯誤しながら進めることを前提としています。当初の内容から変更する必要が生じた場合は、事前に町へ相談してください。変更内容に応じて、町の支援内容や役割分担を見直します。

なお、個別の取組において契約、協定その他の手続が必要となる場合は、町と協議のうえ別途必要な手続を行います。

8　採択の取消し

採択後であっても、次のいずれかに該当する場合は、町が採択を取り消し、支援を終了する場合があります。

(1) 応募内容に虚偽があった場合
(2) 法令違反その他応募要項に反する事実が判明した場合
(3) 応募資格を満たさなくなった場合
(4) 町への相談がなく、採択時の趣旨から著しく逸脱した活動を行った場合
(5) 町、町民又は第三者に重大な損害を与え、又は町の信用を著しく損なうおそれがある場合
(6) 長期間にわたり活動実態がなく、継続の意思が確認できない場合

9　事故・損害等

プロジェクトの実施に伴う事故、損害、第三者とのトラブル等については、原則として提案者の責任において対応してください。ただし、町の故意又は重大な過失により生じた損害については、この限りではありません。

10　知的財産権・広報

プロジェクトから生じたアイデア、著作物その他の知的財産権は、別途合意がある場合を除き、原則として提案者又は正当な権利者に帰属します。採択された場合、町は、応募者名・団体名、プロジェクト名、概要、活動状況、成果、写真等を、町の公式サイト、SNS、広報物、報道機関への情報提供その他「しみずらぼ」の広報に使用する場合があります。第三者の権利に関わる素材を提供する場合は、提案者の責任で必要な許諾を得てください。

11　情報の取扱い

応募内容及び個人情報は、応募受付、審査、連絡、プロジェクト実施、制度運営に必要な範囲で利用します。審査や運営に必要な範囲で、審査委員、関係部署、制度運営・WEB サイト運営等の委託先に共有する場合があります。

不採択となった提案及び応募資料は原則として公表しません。

12　その他

応募要項に定めのない事項や、個別の提案について判断が必要な事項は、町と応募者が相談のうえ決定します。

13　お問合せ先

〒089－0192　北海道上川郡清水町南４条２丁目２番地
清水町役場企画課　企画統計係（しみずらぼ担当）
電話　0156-62-2114　　FAX　0156-62-5116
メール　kikaku@sun.town.shimizu.hokkaido.jp